



下位項目		初診時	2回目	3回目	p
IES-R	侵入**	20.21	16.68	13.26	0.008
	まひ・回避**	18.16	16.68	13.74	0.009
	過覚醒**	14.74	12.32	10.21	0.003
	合計*	53.11	45.68	38.74	0.030

Friedman 検定
*: p<0.05 **: p<0.01

図3 IES-Rの継時的変化 (n=19)

表 1 初診時精神科診断

診断	n	%
大うつ病	21	38.2
外傷後ストレス障害	10	18.2
(大うつ病+外傷後ストレス障害)	(3)	(5.5)
適応障害	22	40.0
その他	双極 II 型 1 気分変調症 3 急性ストレス障害 1 全般性不安障害 2 社会不安障害 1 アルコール乱用 3 解離性障害 1 非鑑別型身体表現性障害 1 (膠原病 2)	

表 2 DVSI 得点の結果

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
身体的暴行・傷害	55	.00	26.00	6.3636	7.30769
性的強要	55	.00	24.00	3.7091	5.71523
心理的攻撃	55	.00	18.00	12.4909	5.75784
合計	55	.00	61.00	22.5636	14.57771

表3 GHQ-30得点の結果

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
一般的疾患	55	.00	5.00	3.6909	1.46405
身体的症状	55	.00	5.00	2.7818	1.60659
睡眠障害	55	1.00	5.00	3.7818	1.43618
社会的活動障害	55	.00	5.00	3.0000	1.73205
不安と気分変動	55	1.00	5.00	4.0364	1.17005
希死念慮・うつ傾向	55	.00	5.00	2.2909	2.06086
合計	55	4.00	30.00	19.7091	6.44829

表4 IES-R得点の結果

	度数	最小値	最大値	平均値	標準偏差
侵入症状	55	7.00	32.00	18.6000	6.78397
回避・まひ症状	55	3.00	32.00	18.9091	6.71723
過覚醒症状	55	4.00	77.00	16.1455	9.60212
合計	55	23.00	85.00	52.6727	15.45250

表5 初診時と転帰判定時の生活状況と婚姻状況の比較

	初診時		転帰判定時	
	n	%	n	%
生活状況				
パートナーと同居中	15	27%	9	16%
就労	16	29%	19	35%
婚姻状況				
継続	37	67%	23	42%
調停・裁判中	14	26%	12	22%
離婚	2	4%	17	31%
死別	1	2%	2	4%
事実婚	1	2%	1	2%

表6 長期通院例における改善群と非改善群の初診時データの比較

		転帰評価	n	平均値	標準偏差	p
年齢		非改善群	21	39.33	9.63	0.248
		改善群	22	41.36	8.97	
子どもの人数		非改善群	21	1.57	0.87	0.354
		改善群	22	1.86	0.99	
DVSI	身体的暴行・傷害	非改善群	21	7.86	8.14	0.079
		改善群	22	4.09	5.27	
	性的強要	非改善群	21	5.07	6.91	0.101
		改善群	22	3.16	5.50	
	心理的攻撃	非改善群	21	12.64	5.21	0.941
		改善群	22	11.91	6.32	
	合計	非改善群	21	25.57	17.14	0.285
		改善群	22	19.16	12.67	
GHQ-30	一般的疾患傾向	非改善群	21	4.00	1.10	0.491
		改善群	22	3.45	1.79	
	身体的症状	非改善群	21	3.19	1.50	0.106
		改善群	22	2.41	1.56	
	睡眠障害	非改善群	21	4.05	1.50	0.194
		改善群	22	3.64	1.26	
	社会的活動障害	非改善群	21	3.24	1.58	0.242
		改善群	22	2.64	1.73	
	不安と気分変調*	非改善群	21	4.33	1.06	0.031
		改善群	22	3.68	1.21	
	希死念慮・うつ傾向	非改善群	21	2.71	2.22	0.052
		改善群	22	1.41	1.56	
	合計*	非改善群	21	21.76	5.80	0.019
		改善群	22	17.23	6.45	
IES-R	侵入*	非改善群	21	20.71	7.09	0.032
		改善群	22	16.36	6.08	
	回避・まひ	非改善群	21	21.05	6.48	0.068
		改善群	22	17.09	7.32	
	過覚醒**	非改善群	21	17.19	4.86	0.008
		改善群	22	15.55	14.34	
	合計*	非改善群	21	58.95	15.84	0.012
		改善群	22	46.55	15.23	

Mann-Whitney の U検定

* :p<0.05 ** :p<0.01

表6 長期通院例における改善群と非改善群の初診時データの比較—続き

		非改善群	改善群	p
	n	21	22	
初診時診断	大うつ病	42.90%	45.50%	0.864
	PTSD	28.60%	9.10%	0.101
	適応障害	28.60%	45.50%	0.252
生活状況	パートナーと同居	23.80%	31.80%	0.558
	就労	14.30%	36.40%	0.097
	離婚	4.80%	0%	

表7 長期通院例における改善群と非改善群の転帰判定時データの比較

	転帰評価	n	平均値	標準偏差	p
通院日数	非改善群	21	650.71	210.36	0.716
	改善群	22	648.64	196.25	

Mann-Whitney の U 検定

		非改善群	改善群	p
	n	21	22	
治療状況	薬物療法	95.20%	95.50%	0.973
	個人心理療法	19.00%	13.60%	0.631
	集団療法(3回以上)	19.00%	40.90%	0.119
	MSW相談	28.60%	36.40%	0.586
	定期的通院	76.20%	95.50%	0.068
	入院加療	9.50%	9.10%	0.961
子ども	子どもの受診	42.90%	27.30%	0.284
生活状況	パートナーとの同居	9.50%	22.70%	0.241
	母子ないし単身	61.90%	72.70%	0.449
	実家在住	28.60%	13.60%	0.229
	生活保護受給	33.30%	45.50%	0.416
	就労**	9.50%	54.50%	0.002
	離婚	42.90%	36.40%	0.663

χ^2 二乗検定

**： p<0.01

表8 長期通院例の転帰を予測する因子

ロジスティック回帰分析

従属変数：転帰

共変量：初診時GHQ-30合計得点、初診時IES-R合計得点、転帰判定時就労

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)
ステップ 0 定数	.047	.305	.023	1	.879	1.048

ステップ	-2 対数尤度	Cox & Snell R 2 乗	Nagelkerke R 2 乗
1	40.913	.352	.470

Hosmer と Lemeshow の検定

ステップ	カイ 2 乗	自由度	有意確率
1	8.088	8	.425

観測値	予測値			
	転帰		正分類パーセント	
	非改善	改善		
ステップ 1 転帰	非改善群	16	5	76.2
	改善群	6	16	72.7
	全体のパーセント			74.4

	B	標準誤差	Wald	自由度	有意確率	Exp (B)
ステップ 1 転帰判定時就労	-2.804	.991	8.011	1	.005	.061
GHQ-30合計得点	-.140	.082	2.889	1	.089	.870
IES-R合計得点	-.023	.030	.578	1	.447	.978
定数	5.968	2.009	8.824	1	.003	390.589

a. ステップ 1: 投入された変数 転帰判定時就労, GHQ-30合計得点, IES-R合計得点

表9 治療と就労の関係

		就労なし	就労あり	p
	n	29	14	
治療状況	薬物療法	96.60%	92.90%	0.59
	個人心理療法	17.20%	14.30%	0.806
	集団療法 (3回以上)	20.70%	50.00%	0.05
	MSW 相談	34.50%	28.60%	0.586
	定期的通院	82.80%	92.90%	0.371
	入院加療	13.80%	0.00%	0.145

χ^2 二乗検定

DV 被害者シェルターの環境整備に関する研究
～シェルターの環境整備とシェルター職員の業務～

分担研究者 村井 美紀

● 研究要旨

DV 被害者の緊急避難先であり、彼らの自立支援を行う民間シェルターにおいて、支援スタッフの役割と、シェルターの物理的環境の実態を調査・研究することが本研究の目的である。内容は、①シェルターパンフレットの分析とシェルターの訪問調査、②A寮が活用している社会資源の把握、③民間シェルター勤務経験のあるスタッフへのヒヤリング調査を行った。

方法は、①については、A寮の名前の下に集めることができた 20 箇所の民間シェルターのパンフレットから得られた利用料や提供されるサービスなどを抽出して分析するかたわら、関東圏のシェルター5 箇所の訪問調査によって設置環境や設備を把握していった。

②については、A寮スタッフとともに、実際A寮に関わった社会資源を抽出し、K J法で整理・分析し、そこでスタッフが果たしている役割を考察した。

③では、シェルターのスタッフだったメンバーに、就職動機や業務内容、職員が求めるサポートなどを聞き取った。

その結果、DV被害者用のシェルターでは、利用者の「情報を得る権利」を保障する必要が確認された。各シェルターのサービスは、利用者のニーズにあわせ多様性があった。それは、利用者のニーズに合わせたという側面もあるが、シェルターの財政事情やスタッフ体制の差がもたらした側面でもあった。

「多様性」がシェルター間の格差にならないためには、シェルターの設備・環境の最低基準を定める必要と、それを満たすための公的な保障が必要である。特に、十分な空間を確保するための「家賃保障」は、重要であろう。

シェルタースタッフに必要なのは、ソーシャルワーカーとしての専門性であった。特に、今年度の研究成果では、外部の社会資源と利用者をつなげるマネジメント能力、各種社会資源を開発する能力が必要であることが明らかになった。そのために必要なのはソーシャルワーク専門家としての研修体制と、専門家に見合う待遇が課題であった。

● 研究協力者

河口 優子（元シェルターA 寮職員）

北澤利恵子（元シェルターA 寮職員）

南 真紀（元シェルターA 寮職員）

高橋 由美子（児童家庭支援センター「シャローム」）

A 研究目的

シェルターの環境について、現状と課題を明らかにすることが本研究の第一の目的である。DV被害者のためのシェルターは、全国に焼く100箇所あるといわれているが、そのシェルターの施設・設備に関する設置基準は具体的には定められていない。多くのシェルターは民間の団体によって運営されているシェルターの運営実態を把握し、課題を明らかにすることが第一の研究目的である。

第二の目的は、支援スタッフの役割については研究することである。シェルターの援助内容自体が普遍化されたものになっていないか、未だスタッフの役割についても研究されていない。本研究では、スタッフの行っている援助方法を分析することで、スタッフに求められる役割、専門性を明らかにすることを第2の目的とする。

B 研究方法

1) シェルターの環境について

内閣府の調査では、全国の民間DVサポートシェルター数は100箇所近いという。2007年3月現在、「全国女性シェルターネット」に参加しているのは、60団体である。(1)しかし、DV被害者のためのシェルターの実態は、全国的な総数や運営実態の詳細は明らかになっていない。そこで、A寮に集められたパンフレットを基に、全国のシェルターの概要を把握した。

その上で、シェルターの具体的な物理的環境について、A寮スタッフの協力によって、関東にある数箇所のシェルターを訪問し、施設・設備を中心とした見学と運営管理についてのヒヤリングを行った。シェルターについては、その性質から所在地や施設・設備についての情報は公開されていない。また、第三者の訪問や見学も、原則的に許可されない。したがって、同業者であるA寮のスタッフに訪問を依頼し、そのレポートを元にシェルターの環境を分析した。

2) 支援スタッフの役割

支援スタッフの役割については、職員の事例検討により実際に行った援助内容の分析から役割を抽出していった。その際、支援スタッフの役割を「環境調整を行うソーシャルワーク機能」に焦点化し、エコシステム理論に基づいた「エコマップ」を作成し、利用した社会資源と利用方法について分析した。さらに、経験約5年のスタッフのヒヤリング調査によって、スタッフの労働環境と要望を聞き取った。

C 研究結果

1. シェルターの環境調査

(1)各地のDV被害者シェルターの実態①

～収集したパンフレットの分析から

DV被害者のためのシェルターは、現在全国各地に存在するが、シェルターの性質上、所在地はもとよりその詳細な実態は明らかになっていない。ここでは、A寮の協力によって収集できた各地のシェルターのパンフレットを分析し、その実態を明らかにした。

そこから得られた結果は、以下の通りである。

① 収集したパンフレット数

収集できたパンフレットは20箇所分である。これは主に、DV被害者のシェルター関係者が集う集会で交換したものである。

多くのパンフレットには、具体的な住所は明記されていない。都道府県のみを明記しているところは12箇所しかなく、それさえない明記していないところが8箇所あった。したがって、シェルターへの連絡方法は私書箱か電話連絡による。

また、パンフレットを読んだ限りでは、そこがシェルター機能を有しているのか、あるいは相談だけの場所なのか、判断できなかった。

② 利用に関わる情報

パンフレットから読み取れる範囲内で、利用に関する情報を整理した。結果は以下の通りである。

1] 利用期間

利用期間が「3ヶ月」と明記されているところが3箇所、「1ヶ月」が5箇所、「2週間」が3箇所、明記されていないところが9箇所であった。

DV防止法による委託一時保護が、おおむね「2週間」となっている実態を踏まえると、期間を明記している11箇所中、「2週間」としているのは3箇所のみで、大部分がそれを上回る期間を利用期間としていることが注目される。

2) 利用定員

利用定員を明記しているところは7箇所しかなかった。定員は、「12人」が1箇所、「10人」が1箇所、「6人」が1箇所、「3組」が2箇所、「親子2組」としているところが2箇所である。

利用定員が二桁台のところは、民間シェルターとしては比較的大きな規模であり、多くのシェルターは数人(数組)が利用する規模であることが推測できる。

3) 利用料

1日の利用料が明記されていた12箇所であった。利用料が高い順に「2000円」が3箇所、「1500円」が5箇所、「1000円」が3箇所、「500円」というところも1箇所あった。同伴のこどもの利用料は別料金で「500円」というところが多かった。利用料の差が、どのような利用環境からくるものなのかは、パンフレットだけでは判らなかった。

4) 利用条件

シェルターを利用できる条件は、「女性であって緊急避難の必要があること」が共通している。その他の条件では、「同伴児の有無」や、「外国人対象に限定」、あるいは「自炊の可否」によって、入所に制限がある場所もある。また、アルコール依存症者や精神障害者の利用に制限を設けている場合もあった。

③ 住居設備

住環境について、テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機、その他の生活用品、用具は完備しているという説明をしてあるところが数箇所あった。

また、入所した場合の居室に関しては、「親子で1室」利用であることや、単身者は相部屋となる場合があるなどの条件を記しているパンフレットもあった。

④ 支援の特徴

パンフレットに書かれている支援の特徴は、一言で言えば「多様」である。具体的には、「保護命令申請」のサポートや「離婚手続き」、「各種行政手続き」に関するアドバイス、「就職・転居」のアドバイスやその他の生活相談全般にわたる支援をすると明記している。

また、外国人のDV被害者には、「帰国相談」や、各種手続きについての母国語による通訳者の配置、各種手続きへの付き添いサポートなども明記されていた。また、妊産婦への「産前・産後のケア」や、「カウンセリング」の提供を明記しているシェルターもあった。

⑤ 設立・運営主体

パンフレットに設立・運営主体が明記されていたものは11箇所であった。内訳は、「社会福祉法人」立が1箇所、「NPO法人」立が6箇所、「任意団体」立が3箇所、「NGO」立が1箇所であった。「全国女性シェルターネット」に加盟している60団体の「運営主体」の内訳は、「社会福祉法人」が2箇所、「特殊法人」が1箇所、「NPO法人」が20箇所、6割強を締める37箇所は「任意団体」であるという。(「全国女性シェルターネット」共同代表 近藤恵子氏からの聞き取りによる)

運営費にかかわる情報として、パンフレットで会員加入の呼びかけを行っているところが17箇所ある。その他に、バザーへの協力やカンパの呼びかけを行っているところが10箇所あった。これらは、運営費捻出のための活動と位置づけられる。

パンフレットを概観した結果、以下のような課題が浮上した。

DV被害者がシェルターの情報を知ろうとした場合、パンフレット資料だけでは、所在地や地域環境、安全性が確保できるセキュリティ対策などわからない。シェルターの持つ特性から、加害者に場所を特定されるような所在地などの記載は控えられているのであろう。それならば、被害者が安心してシェルター利用ができるように、情報を得る方法、手段が保障されなければならないだろう。

利用料の提示は、利用者にとって関心の高い情報である。利用負担額は、公的な資金援助が十分とはいえないなかでのシェルター運営では、必要にして最低限の負担額であり、その限りでは良心的な金額だと評価できる。しかし、利用者側にそれを支払う納涼が不足していた場合に、貸付や免除、支払い猶予などの方法があることを積極的に広告する必要はないだろうか。

「くつろげる空間」の確保という視点からみれば、住環境は貧弱であることが推察される。しかし、緊急避難のための備品などが用意されていることが明記されているのは、シェルターらしい配慮である。また、各シェルターが、利用者の必要に応じて多様なメニューを用意していることがわかった。

しかし、パンフレットの情報だけでは利用希望者が具体的にイメージするのは難しい。利用者にそれを十分アナウンスし、選択してもらうための支援も同時に行う必要があるだろう。

(2)DV被害者シェルターの実態②

～関東にあるシェルターの訪問調査から

パンフレットの情報だけでは、実際のシェルターの状況は十分理解できなかった。そこで、関東にあるシェルター数箇所を訪問し、シェルターの訪問調査を行った。訪問調査を行うにあたっては、シェルター利用者の安全確保の観点から、「第三者の訪問は原則厳禁」という状況の下、同業者であるA寮のスタッフに訪問調査を依頼した。その結果は、表1の通りである。

この結果をもとに、民間シェルターの実態

を述べる。

① 民間シェルターの評価

1] 期間設定

シェルターの受け入れ期間は、各シェルターとも1ヶ月から6ヶ月の期間を設定している。一時保護委託の期間が実際には2週間に限られている状況で、2週間を超える期間設定にはそれなりの理由があるのであろう。しかし、今回はこの点については聞くことができなかった。

2] 個別ニーズへの配慮

利用者の経済状況を踏まえた安価な生活用品の提供や、利用者の持つ食文化を尊重した調味料や食材を用意するなど、個別のニーズに応えるサービス提供は、評価される。さらに、カウンセリングの提供や、小学生への学校教育の保障など、緊急一時保護という制約があるなかでも、利用者の必要に応じたサービス提供を行っていた。

② シェルターの課題

1] セキュリティの問題

今回、各シェルターを訪問調査して気づいたのは、セキュリティの問題である。シェルターは一般の集合住宅や民家、公営住宅を利用している。比較的人の出入りが自由であり、もし、加害者に探し当てられた場合のセキュリティも十分には施されていなかった。

夜間の職員体制についてヒヤリングしたところ、いずれのシェルターも恒常的に夜間の宿直体制をとっていないかった。(入所した利用者の状況によって宿直をすることはある)近年、DV加害者が被害者や彼女らに関わる人間に暴力被害を及ぼしたり、殺人事件をおこしたりしていることを考えると、民間シェルターにおけるDV被害者はもとより、シェルター入居者やスタッフの安全を確保できるセキュリティシステムが必要であろう。特に夜間の入所者の安全を確保する点で課題がある。

2] 十分な空間の確保

定員と居住スペースの関係をみると、いずれ

のシェルターも十分なスペースが確保されているとはいえない。居室が相部屋であることや、間仕切りが襖などでお互いのプライバシーを尊重できないような環境であった。また、食堂やリビングなどの共有スペースが十分確保されていない。

これは、シェルターの設定にたいして家賃補助などの財政的支援がないなかで、民間団体では致し方ない現状なのであろう。

3] 利用料金

利用料については、細かく設定されていた。料金設定は、実費相当であり一般的には妥当な金額である。しかし、DV被害者が概して経済的にも困難を抱えているものが多い。また、後述するようにこの利用料金には食事代は含まれていないので、利用料を自費で支払う場合には、この金額でも負担になると推測される。

4] 食事サービス提供

DVから避難してきた当初など、自力で食事を用意する気力、体力が減退している利用者にとっては、食事サービスが必要で有効であると考えられる。A寮では、ほぼ毎食食事が提供されている。今回訪問したシェルターでは食事サービスは行われていなかった。利用者の中には、自炊のニーズがあるものも存在するといひ、そのような利用者は、自炊できるシェルターを選べるという利点もある。

2. シェルタースタッフに求められる業務と専門性～シェルタースタッフの業務分析を通して

(1) シェルターが活用している社会資源とソーシャルワーク

シェルタースタッフが、DV被害者にどのように支援していたかは、昨年度の報告書にまとめた。今年度は、ソーシャルワークの一環としてスタッフが外部資源とDV被害者をどのように結びつけ、彼女らの自立を図っているかを検証した。

検証方法は、A寮の職員にDV被害者支援の

ために実際に利用している社会資源を、KJ法によって整理し、さらに不足している資源について話し合った。

実際に、A寮のスタッフが活用している社会資源をまとめたものが表2である。

「寮内に導入している社会資源」は、主にシェルター入所中のDV被害者への支援にかかわるものと、シェルターの運営を維持するための社会資源である。「対外的なネットワーク資源」では、公的機関をはじめとしたさまざまな社会資源を活用していることが改めて明らかになった。

特に、フォーマルな社会資源のみならず、インフォーマルな社会資源をも活用していることが注目された。たとえば、アパート設定のために不動産屋に対して働きかけ、DV被害者の理解のもとに、費用を格安にしてもらい、あるいは大家へ理解を求めるような働きかけを共に行う「理解者」としていた。また、寝具店にとってシェルターは寝具を購入する「お得意様」であり、運送業者も退所の際に固定した業者を依頼することで「お得意様」になる。その関係を利用して、寝具を運ぶ際に一緒に引越し荷物も運送してもらい、あるいは、運送業者に男手がない家族の引越しの手伝いを依頼するなど、スタッフの知恵と熱意で業者を「社会資源」化していた。さらに、この一覧をもとに不足している社会資源や、各社会資源との連携の課題を列挙していった。(表3)

(2) シェルタースタッフの専門性

シェルタースタッフは、シェルター内では日々の生活支援を行いながら、対外的にはさまざまなネットワークを活用し、DV被害者の自立支援を行っている。しかし、DVシェルターにおけるスタッフの資格要件や専門性については、未だ論じられるところはない。ここでは、A寮に勤務していたスタッフへのインタビューにより、スタッフに必要な環境を探っていく。

<ミカエラ寮元スタッフインタビュー>

インタビューは、A寮に約5年勤務した元職員2名に対して実施した。現職の職員の勤務年数が2年～3年程度だったことと、退職したもののほうが客観的立場に立って語るができると判断したからである。以下に、インタビュー結果を記す。

●プロフィール

Aさん（A寮勤務経験5年）

学歴 4年制大学社会福祉学部卒（実習を女性保護施設と児童相談所で行う。社会福祉士）

職歴 卒業後A寮勤務の後、結婚して遠隔地に住むことになり退職。

Bさん（A寮勤務経験4年）

学歴 4年生社会学部卒（転職後、通信教育で社会福祉士資格取得）

職歴 一般企業に勤務後、母子生活支援施設数箇所、介護老人施設、児童相談所臨時職員、婦人相談所一時保護施設非常勤職などを6年間経験。その後A寮勤務し、現在は婦人保護施設に勤務

●A寮に就職した動機

Aさん 女性保護施設で実習したのがきっかけ。緊急一時保護なので、利用者が短期間で動くことが面白かった。大学のゼミのテーマでもあり、興味を持った。女性フォーラムでの研修がきっかけで、ミカエラ寮で有償ボランティアをはじめ、それがきっかけで就職した。

Bさん 母子寮で働いたときに関心を持ち、求人広告をみて応募した。母子寮の緊急一時保護の業務が面白かった。

職員採用条件は23歳以上（社会人経験者）だったが、社会経験のないAさんが就職したので新人研修が始まった。年度途中に入職した人たちには、適用されない場合があった。

●実際のA寮の仕事は

A寮の仕事は多岐にわたっていた。やりたいと思ったことができた。緊急で入所してくる女性たちに、短期間で柔軟な対応がタイムリーにできる場所だった。A寮では、DV被害者としての理解というよりも、困難を抱えている女性として受け入れ、相手があるがままに受け入れる。

また、ニーズの多様性に応じた対応（なんでもあり）が求められたが、それが可能だったのは、関係機関がA寮（シェルター）のことをよく理解していることが前提となっていた。

●DVの学習は

Bさんは、以前の母子寮での受け入れ時には、きちんとした受け入れは出来ていなかった。当時は、DVの知識や視点が社会的に入っていなかったため、自分で勉強会に行き学んだ。1990年代末からDVが社会問題化し、DV問題を学習する場が広がり、自分で学習会に出かけて学んでいた。

Aさんは、学生時代からDVの学習をしていたが、A寮就職後の新任研修や外部研修で学ぶことができた。

●労働条件

最初の給料は、高卒の新任職員と同額程度。ボーナスは4ヶ月分であった。昇給は年3000円である。健康保険、年金保険、雇用保険や各種手当にはあるが、残業手当は無い。勤務は変則で、週に1度は宿直勤務がある。

他のシェルターに比べると、労働条件はしっかりと定められているが、実際に長く働き続けることは無理だと2人は感じていた。代々「3年でやめる」というのが不文律のようにあった。また、結婚していたら、続けるのは大変だ。

●仕事のしがい、評価、要望

A寮の仕事は、自分のためであった。自分の経験のひとつ、勉強として意味があった。瞳が凍り付いていた入寮者の表情が和らいできたこ

とを実感する体験が、スタッフを逆に励まして
いるという。

逆に、シェルターのみでは自立支援は完結し
ないのに、DV被害者の理解と支援方法を引継
ぎができない（バトンを渡す先が見えない、無
い）ことが問題だと感じた。

シェルタースタッフとして求められる専門性
は、ソーシャルワーク実践能力であり、特にマ
ネジメント力が必要だという。一方で、自分た
ちの「限界」も自覚しておく必要がある。スタ
ッフの要望としては、ケース会議、スーパービ
ジョンの場がほしいということであった。また、
自分たちだけですべて抱え込むのではなく、他
の専門家の援助を積極的に導入することが必要
であり、有効だという。その場合、その支援方
法や支援過程を理解しておく必要があるという
認識であった。

D. 考察

シェルターを利用しようとした場合、加害者
から避難するために情報公開をしないという特
性から、具体的な情報を一般公開されていない。
事前に見学することも困難であろう。その原則
は、シェルター利用者の安全を守るためには必
要な措置である。そこで、DV被害者がシェル
ター利用を勧められた場合に、情報不足から不
安感を抱かないように、あるいは利用を躊躇し
ないように、きめ細かい説明が日羽陽である。

シェルター利用期間は、おおむね1ヶ月から
3ヶ月というものが多かった。これは、A寮の
設定している3ヶ月という期間とも重なり、お
そらくシェルターの経験則から導きだされた時
間として興味深い。この期間を保障するために、
利用料の設定や細かく設定されているのは、D
V被害者の状況を配慮してのことであろう。そ
の他にも、入所中の生活用品の支援など、決め
の細かい配慮が多様に施されていた。

しかし、シェルターのセキュリティや居住空
間については、不十分さは否めない。食事サー

ビスや夜間の職員体制も十分に整備されていな
い。これは、必要性を認識していないわけでは
なく、経済的・人的な資源の不足からくるやむ
をえない体制だと捉えるのが妥当であろう。

シェルタースタッフの業務分析とヒヤリング
結果から、下記のような考察ができる。

シェルターのスタッフに求められているのは、
ソーシャルワーカーとしての業務である。DV
被害者のニーズに応えて、相手のエンパワーメ
ントを高めるための支援を行い、また外部環境
（社会資源）と被害者を結び付けるためのマネ
ジメントを行っていた。既存の社会資源との連
携も積極的で、フォーマルな資源のみならず、
インフォーマル資源にも積極的に働きかけてい
た。

それでも社会資源が不足している場合は、そ
れを探し、あるいは開発しようという意欲が高
く、必要なソーシャルアクションに取り組む姿
勢があった。多くのシェルターが、会員を募集
し、バザーに取り組むのは、その活動の一環で
ある。資金不足だからといって、支援をあきら
めるのではなく、自らの努力と他者の協力によ
って活動資金の不足を補い、ニーズを充足させ
ていくためである。おそらくスタッフは、今後
も粘り強く各社会資源に働きかけ、あるいは社
会に訴えて必要な社会資源を確保していくの
だろうことが予測された。

このように、A寮スタッフの業務は、ソーシャ
ルワーカーとしてきわめて専門性の高いもの
であった。それにもかかわらず、労働条件は低
いレベルに抑えられている。そのためだけとは
限らないが、A寮スタッフの勤務年数は平均す
ると約3年ときわめて短い。スタッフは、専門
的業務を遂行するために、研修や施設内のス
ーパービジョンを求めているが、勤務体制や機
会の不足によって、それがかなえられない現状
がある。

E 結論

DV被害者用のシェルターでは、利用者の「情報を得る権利」を保障する必要がある。情報を公開しにくいシェルターであるからこそ、利用にあたっての利用者への説明と理解を得るプロセスを丁寧に行う必要がある。

各シェルターのサービスは、利用者のニーズにあわせた多様性が必要である。しかし、それが格差になってはならない。シェルターの設備・環境の最低基準を定める必要と、それを満たすための公的な保障が必要である。とくに、シェルターとしての十分な空間を確保するための「家賃保障」は、重要であろう。

シェルタースタッフに必要なのは、ソーシャルワーカーとしての専門性であった。特に、今年度の研究成果では、外部の社会資源と利用者をつなぐマネジメント能力、各種社会資源を開発する能力が必要であることが明らかになった。そのために必要なのはソーシャルワーク専門家としての研修体制と、専門家に見合う待遇が課題であった。

シェルターの設備・環境一覧 (表 1)

	A	B	C (※)	D (※)	E (※)
設置場所環境	駅至近 (駅と事務所 (雑居ビルの一室) の中間に位置する)	駅から約 10 分。宗教施設の敷地内にある建屋	駅至近。多くの世帯が入居するマンション内【管理人有】の 2 世帯分。事務所の別フロアにあり。	商店街の路地裏にあるアパート。	駅からバスで 10 分。市営住宅棟の 1 つ。隣接地に学校有り。夜間環境は寂しく危険。
部屋数	2DK1 部屋 1DK1 部屋	4.5 畳×4 部屋	2LDK2 部屋 (畳部屋で間仕切りは襖)	3 部屋	9 部屋
定員	3 人 (単身者は 2DK に 2 人まで入所、母子入所の場合は 1 世帯で 2DK 利用)	4~5 世帯 最大 10 人まで入所可能	単身者 6 名まで	最大 5 組	短期 (2W~1M) 3 組 中期 (6ヶ月) 12 組
入所期間		1ヶ月程度 (これまでの最長は 1 年)	DV 法委託で 2 週間、その後続けて最長 2 週間	2 週間~1 ヶ月	短期 (1 ヶ月) 様子を見て必要であれば 6 ヶ月
利用料	住居費 (1 世帯 1 日) 1500 円、生活費 大人 1500 円 子ども 1000 円 乳児 750 円	住居費 (1 世帯) 1500 円 生活費 大人 1800 円、6 歳まで 700 円、3 歳未満 500 円	住居費母子 1500 円、単身 1000 円 生活費 大人 1800 円、2 歳まで 700 円、5 歳まで 1000 円、11 歳まで 1300 円、17 歳まで 1800 円	同左 ただし、委託以外の契約者は生活費のみ	同左ただし、短期利用者は冷暖房費 1 日 50 円、中期利用者は一日につき、共益費 (母子 200 円、単身者 150 円) 光熱費 (母子 300 円、単身者 200 円)、冷暖房費 1 日 50 円徴収
共有部分	台所 (ダイニングテーブル無し火事予防のためガス不使用) 家族風呂、テレビを見るスペース	台所 (6 畳程度) 風呂 (お湯は 1 人ずつ入れ替えて利用)	台所、食堂 風呂 (毎日入浴可) リビング	台所 風呂、食堂	台所、ダイニングルーム、風呂 (毎日水を交換)

共用設備	電子レンジ、電熱器、冷蔵庫 寝具(7組) 全自動洗濯機 エアコン・テレビ(全居室) 着信専用電話(発信は事務所で、職員立会いのもとで)	冷蔵庫、テーブル、洗濯機、扇風機(各部屋) ストーブ(リビングに1台) テレビ1台、公衆電話1台、貸し出し用寝具 母国料理が出来るような各国の調味料	洗濯機(無料) テレビ(リビングに1台) 電話(受信専用、発信は事務所で)	洗濯機(無料) エアコン(夏のみ) ガスストーブ(冬) テレビ(各部屋) 電話(事務所内)	洗濯機(1日1回) エアコン(夏のみ)、ガスストーブ(冬) テレビ(ダイニングルームに1台、中期利用者は各部屋に1台)、電話(就職活動のみ利用可) 貸し出し用寝具(短期利用者のみ)
利用規則	携帯電話は本人の手で預ける。(代替できるものを提示)	禁酒 携帯電話禁止(信頼できる場合は許可)	外出禁止 禁酒、喫煙はベランダのみ、現金所持禁止。携帯電話は預かる	外出禁止期間あり(ケースバイケースで外出地域制限あり) 携帯電話は預かって電源を切る	禁酒(要相談) 門限5時 喫煙リビングルームのみ、外泊禁止(実家も不可) 携帯電話禁止、電源をきる
食事提供	自炊(はじめ食材を提供し、慣れてきたら買い物も自分で)	昼・夕食は共同自炊	自炊(希望者には食材をメモしてもらい、スタッフが買出し、自炊不可の場合は出来合いの食材提供)	自炊(メモをもらって職員が毎日買出しをする)	自炊(短期利用者には食材提供、中期利用者は自分で購入)
その他のサービス	所持金あるものへの衣類等の低価格での提供 寄付物品のミルク、おむつ提供 幼児保育 カウンセリング や休養の場提供	生活用品ほとんどの無償提供 乳児のミルク。 オムツの提供 就労支援、 カウンセリング(随時)	衣類、コーヒー 紅茶、シャンプー リンス、タオルの無償提供 果物、お菓子、 タバコ、ミルクの実費提供、(所持金ない人にはミルク。おむつの無償提供)	手持ち金のない利用者への衣類・日用品の無償提供	短期利用者へのタオルや中古衣料の無償提供 手持ち金のない利用者へのミルク・オムツの貸し出し 中期利用者の小学生の学校通学保障

A寮が活用している社会資源一覧（表2）

寮内に導入した社会資源	
<p>治療教育プログラム</p> <p>グループ・カウンセリング 個人カウンセリング</p>	<p>施設内教育</p> <p>園芸教室 手芸教室 パソコン教室</p>
<p>各種ボランティア</p> <p>バザー準備 寮内保育 物品製造・販売</p>	<p>後援会</p> <p>事業の宣伝と協力依頼 ボランティアの供給 資金援助</p>

対外的なフォーマル・インフォーマルネットワーク一覧	
<p>行政・公的機関(支援内容)</p> <p>福祉事務所（制度・施設紹介）母子生活支援施設措置・生活保護制度・保育所（一時保育） 女性相談所（相談員による相談・他のシェルター紹介） 保健センター（健康診断等、保健師による保健指導） 児童相談所（同伴児童のケア、児童福祉施設の紹介） 教育委員会（同伴児童の小学校・中学校通学保障） 警察署（加害者からの保護） 家庭裁判所（離婚手続き） ハローワーク（就労支援）</p>	
<p>医療機関</p> <p>休日・夜間診療受付医療機関（救急外来） シェルター近辺の医療機関（内科・歯科・耳鼻科・整形外科） メンタルクリニック（精神科・心療内科）</p>	
<p>その他の機関</p> <p>社会福祉協議会（生活資金の貸付） 弁護士事務所（離婚手続き） 法律扶助協会（保証人） 病院医療相談室（医療費相談等） 市民法律相談室</p>	<p>民間の社会資源</p> <p>不動産屋 出入りの業者（寝具店・運送業者） 民間宿所提供施設 他のシェルター</p>

不足社会資源・連携強化課題（表3）

不足している社会資源

- 退所先（ステップハウス）
- 医療保険が使えるカウンセラー
 - 「DVと依存症」の治療をあわせてできる医療機関
- DV家庭の子どもの治療ができる医療機関
- DVに理解のある弁護士
- DVに理解のある大家、不動産屋
- DV家庭の子どもへのサービス機関
- DVシェルターの顧問カウンセラー、弁護士、医師

連携強化したい社会資源（求めるもの）

- 医師（DV被害者とシェルターの専門的知識と理解）
- 公的機関・施設（DVに対する共通理解）
- 他のシェルター（相互理解）